

岩手県キャリア形成プログラム (岩手県医療局医師奨学資金)

令和5年12月時点

※今後、内容が変更となる可能性があるもの

1 キャリア形成プログラム(岩手県医療局医師奨学資金)とは

将来地域医療に従事する意思を持ち、地域枠入試制度により岩手医科大学医学部若しくは東北大学医学部に入学し、岩手県医療局から奨学資金の貸与を受けた医師は、岩手県医療局が策定したキャリア形成プログラム(医師が不足している地域における医師の確保に資するとともに、当該地域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とした計画)の適用を受けることとなります(医療法規定)。

2 キャリア形成プログラムの概要

(1) プログラム対象者	次の地域枠入試制度により入学し、岩手県医療局から医療局医師奨学資金の貸与を受けて医師となった者 ①岩手医科大学学校推薦型選抜地域枠B(東北出身者枠)(以下、「地域枠B」という。) ②岩手医科大学一般選抜地域枠C(全国枠)(以下、「地域枠C」という。) ③東北大学医学部医学科岩手県地域枠入試(以下、「東北大地域枠」という。)
(2) プログラム期間	原則9年間
(3) 診療科の制限	制限なし 【参考】19基本領域 内科、小児科、皮膚科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、病理、臨床検査、救急科、形成外科、リハビリテーション科、総合診療
(4) 勤務要件	① 臨床研修(2年間)は県内の臨床研修病院で行うこと。 ② 公的基幹病院で3年間勤務すること。 ③ その他医療機関で2年間勤務すること。(規模要件) ④ 公的基幹病院又はその他医療機関で2年間勤務すること。 ※1 ②と④通算して2年間以上は、県北・沿岸部の医療機関で勤務すること。(地域要件) ※2 地域要件と規模要件の同時履行はできません。 ※3 産科もしくは小児科を専攻した場合は、規模要件について、地域周産期母子医療センターでの勤務に代えることができます。
(5) プログラムの一時中断	○ 医師としてのキャリア形成(専門医資格や学位取得等)を目的とする大学等での研修は、キャリア形成プログラムの一時中断期間として取り扱い、通算して6年間で限度に認めるものとします。

岩手県キャリア形成プログラム (地域枠B、地域枠C及び東北大地域枠)

【凡例】※白抜きは県北・沿岸部に所在する医療機関
 ・公的基幹病院：◆◇県立病院 ★その他の病院
 ・その他医療機関：■□県立病院 ●○その他の病院
 ▲△診療所
 ・「C」：地域診療センター

勤務先 ※1	備考	勤務先の具体例
① 臨床研修 (2年)	○ 臨床研修後の勤務との連動を図るため、県内研修病院で実施	<①臨床研修病院：12病院> ◆中央病院 ◆中部病院 ◆胆沢病院 ◆磐井病院 ★岩手医科大学附属病院 ★北上済生会病院 ★盛岡赤十字病院 ★盛岡市立病院 ◇大船渡病院 ◇宮古病院 ◇久慈病院 ◇二戸病院
↓		
② 公的基幹病院勤務 (3年)	○ 養成医師の専攻診療科を考慮して、当該診療科に関する指導医が在籍する公的基幹病院に配置。 ○ 専攻診療科の研修のほか、診療所レベル等の勤務において必要なプライマリケアの総合診療的スキルの習得研修も実施。	<②公的基幹病院：9病院> 臨床研修病院のうち県立病院及び盛岡市立病院 ※3
↓	②④通算して2年間以上は、県北・沿岸部の医療機関で勤務すること	
③ その他医療機関勤務 (2年)	○ 専攻診療科によらず、原則公的基幹病院以外の医療機関に配置。 ただし、産科もしくは小児科を専攻した場合は、③の期間においても、地域周産期母子医療センター（公的基幹病院）での勤務が可能。 ○ その他医療機関で勤務を行ないながら週1日、公的基幹病院又は医育機関で専攻診療科研修の補充を実施。	<③その他医療機関：50機関> ■遠野病院 ■東和病院 ■江刺病院 ■南光病院 ■大東病院 ■千厩病院 □釜石病院 □高田病院 □大槌病院 □山田病院 □一戸病院 □軽米病院 ■療育センター ■いわてリハビリテーションセンター ▲沼宮内C ▲紫波C ▲大迫C ▲花泉C △住田C △九戸C ●八幡平市立病院 ●葛巻病院 ●西和賀さわうち病院 ●総合水沢病院 ●まごころ病院 ●藤沢病院 ○種市病院 ▲安代 ▲田山 ▲雫石 ▲中央（遠野） ▲前沢 ▲衣川 ▲金ヶ崎 ▲猿沢 ▲室根 △綾里 △越喜来 △吉浜 △広田 △二又 △田老 △新里 △川井 △田野畑 △山形 △普代 △大野 △金田一 △浄法寺
↓	専門研修・大学院等※2	
④ 公的基幹病院又は、 その他医療機関勤務 (2年)	○ 義務終了後の県内勤務を見据え、養成医師の希望を踏まえ配置。	

※1 ②～④の勤務の順番の入れ替えは可能です。また、各医療機関でのプログラム履修は1か月単位で認められます。

※2 自身の医師としてのキャリア形成を図るため、大学等での研修が通算6年間認められます。

※3 市町村立病院での勤務は、貸付期間の3分の1を超えない期間を限度とします。